平成２６年（フ）第２７１号
広島市安佐南区沼田町大字伴6873番地１　柿本ビル101
債務者　須貝　勇樹
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７２号
広島県東広島市西条町寺家6225番地１　メゾン・ド・エスポワール306号
債務者　福島　アイ（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４８号
広島県安芸郡熊野町川角３丁目５番15―203号
債務者　川口　秀晴
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５号
山口県下関市一の宮町４丁目９番26号　ブルームーン207号、前住所山口県下関市長府中土居北町12番14号
債務者　猪野　和也
１　決定年月日時　平成26年６月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
福岡県宮若市磯光427番地　磯光アパートＢ102号
債務者　津野　　誠
１　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第３７号
福岡県直方市津田町８番８号　敷田アパート103号
債務者　古城　和子（旧姓菅野）
１　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市東郡元町８番10―902号
債務者　惠　　和也
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
大分市坂ノ市南１丁目11番15号
債務者　丸田　佳代
１　決定年月日時　平成26年６月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４９号
宮崎県延岡市北新小路２番地１　大山アパート
債務者　米田　満次
１　決定年月日時　平成26年６月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第６２号
福島県郡山市大槻町字原田93番地　県営住宅40棟002号
債務者　陳野　重光
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
福井県坂井市坂井町上関第60号１番地52
債務者　内田　洋子
１　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
徳島県徳島市佐古一番町13番９号　小椋マンション204号室
債務者　上田　美子
１　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１８号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字新田１番地５　竹内アパート202号
債務者　林　　直美
１　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４号
徳島県徳島市不動東町４丁目1521番地の１
債務者　井上　義雄
１　決定年月日時　平成26年６月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２５号
徳島県徳島市不動東町４丁目1521番地の１
債務者　井上　秋子
１　決定年月日時　平成26年６月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
徳島県徳島市北島田町３丁目13番地の２
債務者　上原　麗子
１　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３１号
徳島市八万町法花180番地の１　服部マンションＡ―103号室
債務者　産田麻衣子（旧姓豊）
１　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
徳島地方裁判所民事部